

東京大学史料編纂所蔵「佐藤文書」

村井祐樹

東京大学史料編纂所蔵「佐藤文書」(請求番号/費二九一)は、戦国大名毛利氏家臣であった佐藤氏に関する文書で、大部分が元就・隆元など毛利氏当主から出された書状類である。最も古いもので永正四年(一五〇七)であるが、永禄年代(一五五八―七三)のものが大半を占め、また内容からは、当時佐藤氏が、毛利氏の九州経営政策の一翼を担っていたことが窺われる。

その存在については「萩藩閥閥録」に部分的に収載されたことから早くから知られており、翻刻もなされ、また最近では『研究紀要 7』(北九州市立歴史博物館発行)において有川宜博氏が、本所架蔵影写本収載分を翻刻・紹介されている。しかし、有川氏紹介時点において(一九九九年)、「佐藤文書」原本の所在は不明とされている。つまり本所に所蔵されていることが知られていないのである。そこで、両者に含まれない未紹介史料が若干存在することもあり、今回本文書を全文翻刻することとした。

基礎的情報については有川氏の紹介に詳しいが、一点補足するならば、氏は「萩藩閥閥録」収載分について(巻百八/赤川官兵衛)しかあげておられないが、(巻九十七/佐藤又右衛門)も本「佐藤文書」の一部であり、両者を併せて検討する必要がある。

また前記影写本奥書によれば、影写本自体は、佐藤保介氏所蔵時昭和

四年(一九二九)に作成されている。その後同七年(一九三二)十月に本所が購入し現在に至っている。現状は卷子七巻で、うち一巻は大倉糸資金、六巻は三上参次資金で購入されたことになっているが、全ての巻子の見返し部分に「三上教授在職二十五年祝賀奨学資金購入図書之記」との朱印が捺されており、どれが大倉糸資金で購入したものであるかは不明である。それぞれの構成は(付表)を参照されたい。便宜のため、『萩藩閥閥録』収載分・影写本との対照表を作成した。

なお本文書の法量等基礎データの調査にあたっては、遠藤ゆり子・清水亮・田中大喜・宮崎肇各氏のご助力を仰いだ。記して謝意を表する。

〔釈文〕

凡例

- 一、漢字の字体は常用字体を用い、変体仮名は現行の仮名に改めた。
- 一、文中に適宜読点・並列点を施した。
- 一、判読不能の文字は□をもって示した。
- 一、判読不能でも推定可能な場合は()をもって傍注を付した。
- 一、文書名・形態の下に「」をもって通し番号を示した。
- 一、行がえは「」紙のかわりめは「」をもって示した。
- 一、重ね書き部分の下字は左傍に(×)をもって示した。

〔佐藤文書 一〕

佐藤又右衛門尉殿

元就（花押）

一 毛利興元感状 （切紙）【1】

正月十七日高田原（安芸高田郡）合戦仁鐘突高名、甚以神妙之至也、謹言、

正月廿五日（永正四年）

興元（花押）

佐藤彦四郎殿

二 毛利元就感状 （切紙）【2】

九月十二日尼子衆（安芸賀茂郡）於堀繩手遂合戦、太刀打高名、神妙之至、感悦無極者也、仍感状如件、

天文九年

九月十三日

元就（花押）

佐藤彦三郎殿

三 毛利元就感状 （切紙）【3】

正月十三日宮崎敵陣切崩時、尼子衆（安芸佐伯郡）遂戦功、剩敵討捕之、条、神妙之至、感悦無極者也、仍状如件、

天文十

正月十四日

元就（花押）

佐東彦三郎殿

四 毛利元就・隆元連署感状 （切紙）【4】

去五日於神領明石陶衆（安芸佐伯郡）合戦之時、敵討捕候、高名感悦候、殊先懸候て遂忠節候、神妙之至候、連々可加褒美候、仍感状如件、

天文廿三

六月十一日

隆元（花押）

五 毛利隆元書状 （豎紙）【5】

於世上静謐者、一ヶ条用段可申付候、暫時之、問之可為辛勞候、其時一言も無存分可、同心事肝要候、於然者、田五貫目可遣置候間、為後日一筆にて申聞候、吉事謹言、

永祿二

十二月六日

隆元（花押）

佐藤又右衛門尉殿

六 毛利元就書状 （続紙）【6】

面に如申候、下口へ一人可被指下、事肝心までにて候、然処誰ても心安者是非則時、下候てくれ候へと可被仰付候、一大事之儀誠辛勞なから是非則時、下候てくれ候へと可被仰付候、此節候、ひとへに「いそぎ候はん事、御頼あるへ候、我等も便候由可被仰候、三日中罷立候様可被仰候、さも候ハ、路銭なとも御方、我等として可遣置候、た、明日・明後日に罷立候様にと可被仰付候、悉皆仕立候而可遣候、此度頼可罷下事忠儀一たるへき由可被仰候、かし、

隆元 申給へ

元就

右馬

七 毛利隆元書状 （続紙）【7】

返々このふみハ其方への内状にて候、此分を其方の口上にて可申事肝要迄候、爰許にてハ一人にも不申聞候ハ、陣入計成共、

それ共二一かと可馳走由可申候く、

以前かい分申聞せ候へ共、猶々申遣候、小路廻之衆へ能々可申渡

事肝要候、其申さまハ

一、今度門司面之儀ハ、(豊前 企救郡)被引懸候て、短息候て得大利候、

又石州面之儀も人数一かうあるましく存候処、(毛利)元就・元春短息

にて中之村要害如此令切崩得勝利候、隆元事中途に候て無曲候

間、(安芸 鞆郡)け屋にて候へ、河上にて候へ、ちとく手をつくたか

せ候ハてハにて候間、いつもくめつらしからさる隆元への扶

持にて候へ共、一かと成其心得、五日・十日之間人数はたと馳

走頼入へき由、能々可申聞事肝要候、其方かい分人別ニまハリ

候て申へく候、爰許之衆かへし候間、猶々注文仕候て遣へく

候、謹言、(永祿五年)正月七日

(奥切封ウハ書)

(在藤元妻)佐又右

たか元(花押)

隆元

八 毛利隆元書状 (統紙) 【8】

返々佐東かな山・神領一かしらさき、いつかたもてまも不入候、

ふしきの事迄候く、返々我々心中におるか候ハす候、さた

めて其方も、其分別は候つるやく、

其方事、永々やうしや此事に候、辛勞すいれう候、細々可申遣候を、

今度中ハ一入ふしきの事共に、ことしけく取乱候て、不申遣候事

千万口惜候く、定やうくはやく候哉、何とやうにもやうしや

う候て、早々可能上事まち入候く、万其方ニ用こそ多候へく、

すいれうあるへく候、一気あいの趣くハしく聞度候く、いつかたも

しかるへく成行候、定而聞候哉く、(大内義隆)屋かた様などの事ふしきの事

にてこそ候へく、又今日西条へ動ニこそ出候へ、やかてかへり候

へく候、やうく其時分ハあかり候するま、万以面可申聞候

く、あまり無沙汰候ま、一筆申遣計候、吉事重々かしく、(天文二十)九月八日

隆元(花押)

(奥切封ウハ書)佐彦三へ

九 毛利隆元書状 (豎紙) 【9】

さてく其表永々逗留、辛勞無申計候、さそく此方事無心元候ハ

んとすもし候、我々内心にも、今之砌は早々召寄度候、存計候、我々

心中すいれう候へく候、さりながら爰許只々無珍儀候、敵対陣候

ハ、則可召寄く、其口之事とかく又はたと肝心迄候、(隆元)小早川も其故

に未出張候く、以其ヲ校了あるへく候、返々奥口之儀、能々調

儀事渡出可談合候、又方々其辺之事、能々聞候て可罷帰候く、か

しく謹言、

卯月十五日

隆元(花押)

一〇 毛利元就書状 (豎紙) 【10】

又右衛門尉事不及是非候、公儀を本に仕者にて候奈、且力落候、則可

申遣之処、日柄如何ニ候て延引口惜候、就其鳥目千疋・拾一遣候、

連々又右馳走之段、忘却有間敷候、猶此者可申候、謹言、(元色)四月十二日

元就(花押)

(在藤元妻)後家 佐藤彦三郎殿

一 毛利輝元書狀 (豎紙) [11]

〔余元忠〕
〔佐藤元美〕
对六弥書狀之趣具承」知候、又右衛門尉事不思儀ニ死」去仕、誠不便無是非候、其方」事不相替可召遣候条、」可心安候、涯分奉公可仕」事肝要候、猶弥十郎可」申間候、謹言、」

卯月十七日

佐藤彦三郎殿

輝元 (花押)

二 毛利元就書狀 (豎紙) [12]

〔元美〕
佐藤又右衛門尉事、かりそめ使ニ遣候へハ、如此罷成候、不及是非候、不」便不及申候、就夫為訪申遣候、先」度はや」と蒙仰候、畏入候、依日」柄悪延引仕候、猶此者可得御意候、」恐々謹言、」

卯月十三日

常栄寺 御申

元就 (花押)

三 毛利輝元書狀 (豎紙) [13]

猶々早々被罷出候へと」堅可申事肝要候く、」井原・三田・秋山方へ陣ふれ」之儀申遣候条、明日早々可」罷越候、此書狀を見候て、口」上引合可申候、爰元之儀」来廿一日至堀越陣替候」条、其趣を能々可申渡候、」謹言、」

三月十七日

〔奥檢封ウハ巻〕
佐藤彦三郎殿

輝元 (花押)

四 毛利元就・輝元連署書狀 (統紙) [14]

就今度其表利運、明所等多々」可有出来候、為其押佐藤又右衛門尉」差下候、又某許ニも国司雅楽入道」井上善兵衛尉申付候ツ、然間此者共」被仰聞、諸村之儀堅固可被仰付」事肝要候、諸在所落着之段者」究忠不

之浅深、於論所等者礼明」理非候而、従是可申付候間、其内」之儀、此者共可為裁判候、猶」佐藤可申入候条、不能詳候、」恐々謹言、」

〔永禄二年〕
九月廿日

輝元 (花押)

元就 (花押)

右馬頭

少輔太郎

輝元

一五 毛利輝元書狀 (豎紙) [15]

〔元美〕
佐又差下候間一筆令申候、」此間者赤十・長右・栗弥・同木工允」罷上候て、其表之趣具承知候、」就夫只今吉田爰元内談半候」間、聽而従是可申入候、聊も無」御油断被加御思案候、将亦立花」表被取詰之由候、寔無程可為」勝利候、又豊前目打廻之儀、尤」可然御行候、御吉左右侍申候、委細」此者可申入候、恐々謹言、」

〔小早川〕
九月廿二日

〔隆景〕
〔補原〕
〔貞俊〕
〔吉川〕
元春

輝元 (花押)

御陣所

一六 毛利元就・輝元連署書狀 (豎紙) [16]

〔高橋〕
〔種寒〕
高橋・秋月江兵衛合力候、」然者植木庄其外闕所之地、」諸年貢等堅固申付、此時追々」可差籠事肝要候、油断候てハ」不可有曲候、堅可申付候、謹言、」

〔永禄二年〕
九月廿四日

輝元 (花押)

元就 (花押)

佐東又右衛門尉殿 (元吏)

井上善兵衛殿 (元也)

国司雅楽入道殿 (就信)

一七 毛利輝元書状 (豎紙) 【17】

其方事某元着候哉、万申「聞候趣可相調事肝要候、仍下」表之儀珍敷事無之候哉、相替事候」者追々可申越候、

一、四方竹早々可差上候、待入候、

一、彼鎌鎧之儀如何、趣聞度こそ候へ、何も申下趣可調事頼入候、猶

重疊可申聞候、謹言、

三月二日

(奥捻封ウハ書) 佐又右 (元吏)

輝元 (花押)

輝元

一八 毛利輝元書状 (統紙) 【18】

返々今度其方事遣度」もなく候へ共、いかにも心へ候者」なく候条遣候、辛勞ながら」罷下候者可為祝」着候く、

一筆申遣候、今度下口へ」為急用之儀、其方事差」遣へき之由申聞候処、くせうなく」可罷下之由祝着至候、辛勞」無申計候、次其方事」(毛利隆元)常栄御

特別而被懸御目候、然者御やくそく共候哉、」御捻之辻具披見候、於罷上者」則可調遣候、弥々向後之儀、」不相易奉公候者、別て可褒」美候、此等趣頼可申聞候処、事」繁候付而無沙汰候、於其段者」少もほうきや

くなく候、可」心安候、謹言、

七月廿三日

(奥切封ウハ書)

(佐藤元吏) 又右衛門尉殿

輝元 (花押)

輝元

一九 毛利隆元書状 (統紙) 【19】

(端裏捻封ウハ書) 彦三

隆元

返々其方同前ニ心安めしつかい候すると」内々存候処、如此候、」口惜さ万々申つくしかたく候く、

朦氣ニ付而聞居辛勞候」く、幾度申候ても彦十事」不及是非候、不便

之儀者不及申候、」其方相共ニ心安誠内儀可」召仕候と内々存候処、」如此候、口惜さ千万我々心中」難申尽候く、能々其方も」分別肝要候

く、返々其方」弥一身ニ成候て、力落之段、」中々申ハおろかにて候

とて、申さるまで候、雖然其方」事ハ弥奉公油断候ましく候間、」我々

心中弥おろか候ましく候」条、万事可心安候く、」(マ)此間ちと其方申

聞」度事候つれ共、彼者わつらい候に」付而ふと罷下候つるま、不申

候、」何も罷上候する時可申候、」左候間、いミの事ハ有ましき」事候間、

今少日数をへ」候ハ、早々可登城候く、用」のミ候間、愁心をおさへ候ても、」可罷上事肝要候く、又」不及申候へ共、聞ニ居候とて、

自然知音之者共候とも、切々」罷越事候てハ不可然候、知音之」者にて候共、こし候ましき事」肝要候く、返々まうき」不及沙汰候へ共、い

ますこし日数」をへ候ハ、まうきをおさへ候て」もあかり候へく候、為其申遣候、」かしく、

九ノ三

たかもと (花押)

(佐藤元吏) 彦三

二〇 毛利隆元書状 (豎紙) 【20】

(端裏捻封ウハ書) 佐藤又右衛門尉殿

隆元

間、能々尋聞候て罷越」福さにかたるへく候、」返々よきほとにも候ハ、」兼弥罷越候へかすと」存候、今者」私曲ハあるましく候

条、」其方可罷越候く、

急度申遣候、(元就)小倉從嶋根來候、(兼五元直)兼弥召具候て福原へ可越之、由申遣候、然共足いたミ候て、いかにも難叶之由申越候、於其儀者、其方

小倉同道候て、可罷越候、就其

一、從嶋根御意之通ハ、(小元就)小新可申候、

一、我々所よりの申分者、從嶋根以小新被仰越候、此御返事、可申上た

め令談合候と申渡、(福原貞俊)福と存分聞候て、可罷越候、

一、我々存分之通ハ兼弥所へ申遣候

二二 毛利隆元書状 (豎紙) 【21】

返々其方陣与度共、にさわりを存候て、あとより罷出候共、先今夕、明朝之間ニハ、しかと可越候、

重而急度申遣候、難去、候間、申候ハて不叶用候間、夕、景ニ罷越明日

未明ニ某許へ、帰候やうに只今、可越候、た、しとやうに不成候ハ、

明日、日帰ニ可越候、何も、殊外さしたて、難去、用にて候、

為心得候、かしく、(在藤元突)

(兼藤元ハ也)

佐又右

隆元

二二 毛利隆元書状 (豎紙) 【22】

(端裏封ウハ也)

佐又

毛利隆元

明朝ハ弥未明ニ可打立候、仍其方事此比何と哉らん顔色、わるく候、内々のしつらい氣、さし出、候哉、せうしにて候、何とやうに

も、養性肝要候、此砌之事情間、申迄も候ハね共、内外共ニかい、分

辛勞仕候て、くれ候する事、肝要候、此度ハ我々一分罷、下事ニ候

間、一入仕合能様、申付度候、赤左以下と万々、たんかう可入候、

何もちと、めかり候へかして候、乍去、この度の隙入候ハ、不及申

候、かしく、

二三 毛利元就書状 (続紙) 【23】

(端裏封ウハ也)小倉

右馬頭

隆景

貞俊

元春

御陣所

元就

就幸便一筆申候、其子細者、誠くり、事かましく候へ共、豊後之二老

落籠、付而、筑紫在所江龍造寺相動、度由申之由財越申候、龍造寺此

方江一味之事も筑紫を討果度、との事にて如此候、去夏土肥兵部、申

事も此事にて候、然間御合、力候ても、龍造寺を動せ度事、にてハ

候、され共能々令思案候、筑紫在所考定而可為堅固之、儀候ニ、

剩豊後衆罷居候ハんに、龍造寺楚忽ニ動候ても、自然、くゝる留、或

長々敷、或動之辺も、悪候てハ其覺又以外不可然儀候、龍造寺事を

ひからかして候て、始千手何方も如此候に、自然龍造、動少も覺悪

候てハ曲有間敷候、能々被聞合候而可被仰談候、

一、具足二千・三千何と様にも被仰、合、早々被差遣候而可然由、昨

日進候之、状に申候間、弥思惟之趣如此申候、一如申候筑紫を討

果度との龍造寺、にハ悉皆存事にて有へ候、土肥、兵去夏此事

申事にて候つる、然共、何方成共先々輒成、よさかた、から大勢

被差合候而被相動、候へハ、肝要に候や、我等自爰、許免や角哉

申事おか、敷候へ共、昨日申候首尾ニ付而、弥思案之趣申計候

、恐々謹言、

九月廿日

元就 (花押)

隆景

貞俊

元春

御陣所

〔佐藤文書 二〕

一 毛利元就書狀 (統紙) [24]

尚々此条なうてハ彼御まかない」可相調儀無所、能々以分別可」有
取沙汰事、可為喜悅候、

態申下候、^(道地)聖護院殿」八月以後之御賄之事、如「去春以当国段錢可申
付」覚悟候、雖然各借替仕」之由候間、三分一之儀、借替之」衆へ可遣
候、相残返弁之儀者、」来年以春段錢可申付候」之条、以此儀可堪忍之
由可」被申聞候、然間三分二之以段」錢、彼御賄之儀可申付候、」兩人
以馳走可被相調事」肝要候、頼存候、仍小使之事、」^(元吏)佐藤又右衛門尉
^(就惣)羽仁右衛門尉申」付候、委細可申候、恐々謹言、

八月三日

元就 (花押)

市川^(經好)式部少輔殿
^(元吏)赤川左京亮殿

元就

二 毛利元就書狀 (統紙) [25]

^(周防吉敷郡)山口今八幡大宮司申、八幡・」築山・春日三社御神事料・」灯明料・御
神馬飼口料等事、」以反錢之内遣方之儀、令承知候、」惣郡反錢事、就
聖護院」殿御逗留繁多之条、諸免」許悉相改候、雖然於此儀者、」神慮
事之間、遣方候ハて不叶」儀候ハ、佐又右・羽右衛門人三」被申付候
て、可被渡遣候、自然」是を勘渡候て、自余唯抛」も破候儀候ハ、先
以不可有遣方候、」於某元被相談之儀、誠定肝要候、」恐々謹言、

十月廿八日

元就 (花押)

^(奥切封ウハ書)

右馬頭

^(國清寺忠心)立雲□參 足下

赤川^(元吏)左京亮殿
国司^(就信)雅楽允殿
市川^(經好)式部少輔殿

元就

三 毛利元就書狀 (折紙) [26]

又自然夫丸已下」故障儀候ハ、是又」入魂肝要候、」
^(筑前備前郡)宝満江為使者」此者遣之候、路次之」儀、無油断之由申候」間、近比造
作之」至候へ共、^(内藤)隆春より」被付心候て、有様」其方可申之事」肝要候、
万事可」心得候、入魂肝」要候、謹言、

七月二日

元就 (花押)

^(元吏)佐藤又右衛門尉殿

四 毛利元就書狀 (折紙) [27]

至豊州為使」永興寺差渡候、」自赤間関六端」帆一艘、上乘・水夫」共
馳走之儀、可申付候、」少も於油断者不可然候、」無緩裁判肝要候、」
謹言、

九月十日

元就 (花押)

佐藤^(元吏)又右衛門尉殿
^(就惣)羽仁右衛門尉殿

五 毛利元就書狀 (堅紙) [28]

内藤小次郎厚狭郡以段錢・浮米」式拾石可遣之由申聞候之条、無相違」
可相渡事肝要候、謹言、

八月七日

元就 (花押)

^(奥切封ウハ書)

市川^(經好)式部少輔殿

国司^(就信)雅楽允殿

羽仁右衛門尉殿
佐藤又右衛門尉殿
赤河左京亮殿

元就

相心得、「能々可申遣候、謹言、」

二月十八日

源七郎殿

元就(花押)

元就

六 毛利元就書狀 (豎紙) [29]

井上神左衛門尉事、所勞付而「只今差下候、申談可相調事」肝要候、委細此者可申聞候「謹言、」

十月十一日

佐藤又右衛門尉殿

元就(花押)

元就

一〇 毛利元就書狀 (豎紙) [33]

鯨一喉到来候、一入「見事に候、則賞翫候、」祝着之通以面可申聞候、謹言、」

卯月十八日

佐藤又右衛門尉殿

元就(花押)

元就

七 毛利元就書狀 (豎紙) [30]

誠辛勞之至候へ共、「為防長段錢催促可」差下候、急度罷下可「馳走事千万可為喜悅候、」尚委細從兩人所具可「申聞候、謹言、」

八月三日

元就(花押)

一一 毛利元就加冠狀 (折紙) [34]

加冠

元親

大永五年

三月十一日

元就(花押)

八 毛利元就書狀 (豎紙) [31]

尚々十五荷可申付候、
就志道源三合力米之儀「申遣候、何と様にも調可」遣事肝要候、委細財新就久「財新」申聞候間、可申候、謹言、」

八月十四日

佐藤又右衛門尉殿

元就(花押)

元就

(佐藤文書 三)

羽仁右衛門尉殿

(統紙) [35]

九 毛利元就書狀 (豎紙) [32]

自佐藤又右衛門尉所、鯛「二喉到来、一入見事候、」祝着之至候、此由

猶々少も不審有間敷之「由可被仰渡候、」

態令啓候、古志・有地論「所之儀、早々可放手之由、对」有地頼申付相定候、然間「一兩日中從此方相副」人、差遣候而、彼在所請取、「古志

江可渡候、此由古志江」可被仰候、以使者雖可申、」一切無別之条候間、以書」状申入候、恐々謹言、」

六月十日

〔奥切封ウハ書〕

隆元（花押）

元就（花押）

右馬頭

備中守

隆景 御宿所

隆元

二 毛利隆元書状 (豎紙) 【36】

对毛利可久・同木工助浮」米之事、先度申下候、可久」五拾俵・木工助三十俵之辻」有勘渡、右兩人急度罷上へき」事肝要候、此段油断候者、」兩人事可為延引候条、御方可」為緩候、猶佐藤又右衛門尉可申候、恐々」謹言、」

十二月五日

〔就也〕
〔裏紙奥切封ウハ書〕
南方刑部少輔殿

隆元（花押）

備中守

南方刑部少輔殿

御宿所

隆元

三 毛利隆元書状 (豎紙) 【37】

〔主ト裏紙奥切封ウハ書カ〕
〔元集〕
佐藤又右衛門尉殿
就人沙汰之儀、此一通」各判形させ候へく候、」家来之儀者廳而申」聞可成触候、重而先」国衆・此方間之書立にても」各々能々可申聞候、」謹言、」

十二月一日

隆元（花押）

四 毛利隆元書状 (統紙) 【38】

態申遣候、爰許陣易」来廿四日儀定候、其元」地下人等堅申付此時」馳走之様、可相催事」肝要候、」
一、柚人之事、此動」別而入候間、五人成共、三人」成共、有次第申付、召つれ候而、可罷出事」肝要候、為此申遣候、謹言、」

二月廿日

隆元（花押）

〔奥切封ウハ書〕

佐藤又右衛門尉殿

児島孫七郎殿

隆元

五 毛利隆元書状 (豎紙) 【39】

〔佐藤元美〕
佐又ちと只今用候、」某元への用にて候、」只今こすへく候」候、」待入候、」かし、」
〔奥切封ウハ書〕
赤源
与十
美

六 毛利隆元書状 (統紙) 【40】

此由能々両右京に」申聞候へく候、」
彼馬屋等以下与度短息」買物之儀ニ付而、代事申候哉、」尤候、」
雖然為其社宮之」前より宗左・佐武に」申付させ、於佐東ニ代之」調可申付候、自然不調」儀候ハ、とかく於彼方之」儀を当て候て、宗左・佐弥」可取替事候、此由しかと」申聞候へく候、乍去其内」少之儀共ハ、さのミ事かけ候て、」兼重所ニ代候ハ、可申付候、」雖然有ましく候と我々ハ存候、」何も兼重」可相尋候、」
一、兼重所之代遣て算用」させられ両右京ニ聞かせ、代少も」候ハ、

かへも用ニ立さすへく候」く、此分ニ候、謹言、

六ノ廿八

佐又

隆元(花押)

隆元

七 毛利隆元書状

(豎紙) [41]

彼注文之上にても、又「以前申志道・赤十左以下」の出入候事も、

可申下候、

具足さらへの儀ニ付而彼「出入を又具上へこもるとにて」のことく、まくと可申上事」肝要候、為其今朝失念候」間、小新ニ申候く、謹言、

言、

十月二日

佐又右

隆元(花押)

隆元

八 毛利隆元書状

(豎紙) [42]

小方百姓雅楽と申者」申分、又河内兵庫事、一兩人申懸付而、又右衛門尉」申事候、上へ伺候「可然」様ニ可申渡へく候く、謹言、

十一月十六日

児三右

隆元(花押)

隆元

九 毛利隆元書状

(豎紙) [43]

保利へ用候て児蔵を」遣候、就其方可相副」候間、俄之様ニ候へ共、可遣候、」早々こしらへ候て、児蔵」同道候て罷越へく候、」児蔵今日遣候く、」かしく、

佐又左

佐又右

隆元(花押)

隆元

昨日ハ赤左所へ可遣存候て」呼候へ共、ちと又思案事候ま、」不遣候、

今日爰許へ来候へと」赤佐へ申遣候、来候ハ、不及申候、」さもなく候

ハ、今日其方を」可遣候、何も只今あかし候へく候、」待入候く、

小々儀候ハ、」則「旨儀可申付候く、かしく、

佐又

尾崎

一一 毛利隆元書状

(豎紙) [45]

返々只今未明ニ罷越候ハにて候く、

昨日申聞候、正田屋敷分」事、於坂ニ少遣へく候、三右」被申聞可談

合候く、

一、佐藤又右内々別而侘言儀、」就忠申候、彼者事ハ我々幼少」より別

而奉公專一」事候間、」其すちを成、分別を候ハて」不叶者之事情、

然間於坂ニ」今少可遣候、内々三右具」趣存知事候、是又はたと」

相定候やうに可談合候く、」為其染筆候く、かしく、

急事 困雅

尾

一二 毛利隆元書状

(豎紙) [46]

佐藤又右申分心得候、」今十貫之儀、於坂ニ」可遣置候、此由可申聞」

事肝要候く、謹言、

十一月十六日

児三右

隆元(花押)

隆元

一三 毛利隆元書状

(折紙) [47]

某元永々」辛勞候、此方」之儀江田敵」心候間、今日至」山中出張候、

猶弥三郎可申候、」謹言、

四月五日

隆元(花押)

一〇 毛利隆元書状

(豎紙) [44]

佐藤又右衛門尉との

一四 毛利隆元書状 (豎紙) 【48】

其方むす子やくを仕候哉、「氣遣之程万々推量候く、「何とやうにも養性肝要候」く、「薬師など三付而用共候」ハ、申こし候へく候、柳井なども「居候間、申付可遣候く、「又々」かしく、

五月十二日
〔奥捺封ウハ書カ〕
佐又

たか元(花押)
たか元

一五 毛利隆元書状 (豎紙) 【49】

返々夜を日ニつき候て、「やうしやうかんえうに候」く、「又山かた弥十かたへ文遣候て」くれ候へく候、

そこもとかへり候以後、「左右不聞候、かさけいかく」候やく、「なにとやうにも」早々よく候て、罷上候やうに、「やうしやう肝要候く、「油断候ましく候く、「くハしく申遣度候へ共、透」もなく候間如此候、謹言、

六月十六日
〔奥捺封ウハ書カ〕
佐又

隆元(花押)
たか元

一六 毛利隆元書状 (豎紙) 【50】

〔モト端裏捺封ウハ書カ〕
佐又

返々ひちつほの事、其方ニ「申付候迄候、かね三日中ニ」渡候へく候、次某許にても「□□もく、いそきの事ニ候間申候く、「是まへ初をハ」かねニも爰許」にても尋候ハ、「可然候、

其方しつらいしたいに」能候哉、肝要候、急度罷」出候やうに養性肝要ニ候、「仍用事候間、此注文まへ」其方申付候て、させ候て」上ケ候へ

隆元

候、「門三つの」分ひちつほわかねうたせ」候へく候く、「いそきの用候」く、「かねの事ハ爰元より」渡候へく候、すみなとを」内々与度候て」まち候へく候、「かね從爰許渡候ハ、則かちニ」申付候て、うたせ候へく候、為其」申候、謹言、

六月廿二日

隆元(花押)

一七 毛利隆元書状 (豎紙) 【51】

〔モト奥捺封ウハ書カ〕
佐又

たか元

其方事子今相わつらい」候や、無心元候、何と」やうにも養性候て、早々」本復候やうに可仕事」肝要候、くすしの」事に付而、いさい此者」可申候く、「又々」かしく、

十月六日

たか元(花押)

一八 毛利隆元知行充行状 (豎紙) 【52】

一、田五段

ちり田

一、田二段

しやうし

合七段為給地遣候、可」知行状如件、

天文十九

十二月卅日

隆元(花押)

佐藤彦三郎殿

一九 毛利隆元一行状 (豎紙) 【53】

田四段 米八斗 代四百文 政所

田式段 米三斗五舂 代式百文 かう

田一段 米一斗五舂 代百文 よこ

田一段 米一斗五舂 代百文 た、

ほれ
名進
三田

此内屋敷アリ
田一段 米貳斗 代百文 屋(殿田)
竹屋之内
田一段 米貳斗 代百文 野(代一貫文)

以上田一町 米一石八斗五升
右為給地遺候、可知行(候)「一行如件、」
天文廿

七月十三日

佐藤彦三郎と(元光)

○(一)内は「萩藩閩閩録」により補う

隆元(花押)

〔佐藤文書 四〕

一 毛利輝元書状 (統紙) 【54】

其元御勤之儀付而兩三人「御上せ候、就其吉田・爰元」存分之通委細申候、

一、改候ハ、則動可被仰付候、「然間爰元陣替之儀、涯分」無油断候、
「碓可罷出覚悟」まで候、左候ハ、改早動之儀、日限可被仰越候、
かまい「て御油断候ましく候、申までもなく候、」涯分支度申付候、
我等内存之通ハ此者可申候、

一、幾度申ても、其元日夜之「御心遣之事、御方更々無申計候、於」其
段者此者ニ申候、然間動之内、其元御短息「肝要候、其内若
も一味中」不慮も候てハにて、申までも「なく候へ共、御心遣專一
候、」具之趣従上可被仰候、「我等陣替之儀ハ年明候て、」
碓可罷出候、右申候様日限之「御左右待申候、具申度候へ共、」
御披見の御さうさと存關「筆候、委細此者可」申候、恐々謹言、

十二月廿日

輝元(花押)

少太

隆景 まいる
元春 人々申給へ
輝元

二 毛利輝元書状 (豎紙) 【55】

追而申候、和智兄弟之儀、「神前へはしり被入候、不及」是非候、中々
申も疎候、「短息御推量申候、」委細此者可申候、「恐々謹言、」
十二月廿日

十二月廿日

輝元(花押)

少太

隆景 まいる
元春 人々申給へ
輝元

三 毛利輝元書状 (豎紙) 【56】

就隆景江申儀、此者遣候、趣「被仰聞可被遣候、為其令申候、」恐々謹
言、

卯月十五日

輝元(花押)

少輔太郎

刑部太輔殿 進之候
輝元

四 毛利輝元書状 (豎紙) 【57】

今度自羽柴所、至九州「使者差下候、送之儀申之」間、久波・黒河・
岩国・関戸「申談、小方送之儀可申付候、」委細自各所可申候、謹言、

二月一日

輝元(花押)

輝元

田川孫七郎殿

五 毛利輝元書状 (折紙) 【58】

態其表之樣跡」申越承知候、於于今者」動等も有間敷候間、」在城肝要候、又」人足之事、百人」余之由候、可有如何候事」候哉、委細從各所」可申聞候、謹言、」

(永祿十二年) 七月廿九日

輝元(花押)
元就(花押)

佐藤又右衛門尉殿

六 毛利輝元書状 (折紙) 【59】

又矢之事、是又」心得候、やかて可申付候」く、」
態申遣候、其表別而」辛勞氣遣之由、」(見玉就吉)平可申候、尤祝着候、」弥馳走・氣遣頼入候、」(内應)隆春某元在番之」事候間、是又申談之、」何篇馳走肝要候、」(永祿十二年)猶重畳可申聞候、」謹言、」

(永祿十二年) 九月三日

輝元(花押)

佐藤又右衛門尉殿

七 毛利輝元書状 (折紙) 【60】

某元為加番」渡邊左衛門大夫、其」外人数急度」差籠候、於様」跡者、彼者可」遣時可申聞候、」此由隆春へ可申候、」其内堅固之」儀、肝要候、」

(永祿十二年) 十月十二日

輝元(花押)

佐藤又右衛門尉殿

八 毛利輝元書状 (折紙) 【61】

(内應)隆春へ卒度」申儀候之間、一夜之」逗留にて可罷越候、」委細隆春へも」此由申候、謹言、」

(永祿十二年) 潤五月九日

輝元(花押)

佐藤又右衛門尉殿

九 毛利輝元書状 (折紙) 【62】

当城普請之趣」先度罷越令承知候、」又今度矢田土佐守」為使差下付而」各辛勞無油断」之通申候、肝要候、」(内應)隆春へ之儀者、」不及申候、其外之」銘々相心得可申候、」此節之儀候条、」尚以馳走肝要候、」每事重畳可」申聞候、謹言、」

(永祿十二年) 五月晦日

輝元(花押)

佐藤又右衛門尉とのへ

一〇 毛利輝元書状 (折紙) 【63】

(見吉賀郡)吉賀郷公事之」儀、隆春類承候間、」对惣領彼論所」之事申付候、」就其(就吉)兒玉平兵衛尉」差下候、此由能々」隆春へ可申事」肝要候、次其元」彼是心遣之」程令推量候、」弥無油断有」(間)敷事可為」祝着候、猶平兵衛尉」(可)申聞候、謹言、」

(永祿十二年) 八月十七日

輝元(花押)

佐藤又右衛門尉殿

○(一)内は「萩藩閩閩録」により補う

一一 毛利元就・輝元連署書状 (折紙) 【64】

爰許所用儀候」間、(内應)隆春へ内儀」申候て早々可罷越候、」此者同前二待入」計候、為此申遣候、」謹言、」

九月五日

輝元(花押)
元就(花押)

佐藤又右衛門尉殿 (元寒)

一一 毛利輝元書狀 (折紙) 【65】

遙々申聞候狀、「其方事早々」可罷上候、待申候、「為此又以早打申候、油断候てハ不可」有曲候、かしく、

九ノ七

佐藤又右衛門尉殿 (佐藤元寒)

輝元(花押)

一三 毛利元就・輝元連署書狀 (折紙) 【66】

一昨日卯刻至嘉戸・「穂波両郡、敵相勳」候哉、注進之趣委細「令承知候、定而不可有」珍儀候、此方人数追々「可罷着候間、見合」行肝要候、何も「閉合弥注進」待入候、謹言、

八月廿九日 (永祿十二年)

輝元(花押)
元就(花押)

佐藤又右衛門尉殿 (元寒)

栗屋市允殿 (就信)

井上神左衛門尉殿 (元寒)

一四 毛利元就・輝元連署書狀 (豎紙) 【67】

(安芸高田郡) 入江之内積屋半名田七」段・屋敷一ヶ所、為給地遺候、「全可知行候、仍一行如件、」

永祿十年拾二月十三日

輝元(花押)
元就(花押)

佐藤又右衛門尉殿 (元寒)

一五 毛利元就・輝元連署書狀 (豎紙) 【68】

(安芸高田郡) 山手之内弘守半名田八段・「小屋敷式ヶ所之事、為給地」遺候、全可知行候、仍一行如件、

永祿十年拾二月十三日

輝元(花押)
元就(花押)

佐藤又右衛門尉殿 (元寒)

一六 幸鶴(毛利輝元)書狀 (豎紙) 【69】

為歳暮之儀「一種遣之候、祝儀計候、」尚慶事明春可申聞候、「謹言、」
十二月廿三日 (奥探封ウハ惣)

幸鶴

幸鶴

一七 毛利輝元書狀 (豎紙) 【70】

春陽之慶事珍重候、恒例之「一種遣之候、其表辛勞察入候、」猶重疊可申聞候、謹言、

正月十日 (奥探封ウハ惣)

輝元(花押)

輝元

佐藤又右衛門尉殿 (元寒)

【佐藤文書 五】

一 毛利隆元官途書出 (豎紙) 【71】

任 又右衛門尉
天文廿一年霜月廿四日

隆元(花押)

佐藤彦三郎殿 (元寒)

二 毛利輝元加冠書出 (豎紙) 【72】

加冠

元

元龜元年拾貳月晦日

輝元(花押)

佐藤彦三郎殿
(元光)

三 毛利輝元加冠書出 (豎紙) 【73】

任

又右衛門尉

天正十二年十二月廿九日

輝元(花押)

佐藤彦三郎殿
(元光)

四 毛利輝元加冠書出 (豎紙) 【74】

加冠

元

文祿三年極月十五日

(花押)

佐藤宗三郎とのへ
(元正)

五 毛利秀元加冠書出 (豎紙) 【75】

加冠

元

慶長八年拾二月十二日

(花押)

佐藤彦次郎とのへ
(元信)

六 毛利秀就官途書出 (豎紙) 【76】

任

又兵衛尉

慶長貳拾年二月十八日

(花押)

佐藤彦次郎殿とのへ
(元信)

七 毛利秀元受領書出 (豎紙) 【77】

受領

隱岐守

元和五年三月三日

(花押)

佐藤又右衛門尉とのへ
(元信)

八 毛利秀就加冠書出 (豎紙) 【78】

加冠

就

元和六年正月十一日

(花押)

佐藤彦三郎とのへ
(就豊)

九 毛利秀就官途書出 (豎紙) 【79】

任

又右衛門尉

元和七年正月五日

(黒印)

佐藤又兵衛とのへ
(親信)

一〇 毛利秀就官途書出 (豎紙) 【80】

任 長右衛門尉

寛永六年五月五日

佐藤彦三郎とのへ
(就巻)

(花押)

宝満有出張、鑑種「被申談、通道之動、」馳走候者、祝着之由」(粟谷就巻)以粟市申遣候、其方「事桂木衆悉不謂」無足・町人四人「召連、隆春供候て、可」被罷出候、委細粟市「可申候、恐々謹言、」

五月晦日

佐藤又右衛門尉殿
(元巻)

左
隆景(花押)
隆景(花押)
元春(花押)

一一 毛利秀就官途書出 (豎紙) 【81】

任 長兵衛尉

就

寛永拾六年二月朔日

佐藤伝十郎とのへ

(花押)

二 吉川元春・小早川隆景連署書状 (折紙) 【84】
(筑前攝津郡)就古所兵糧之「儀、為可申談井上」善兵衛尉方進之候「条、涯分有御短」束、可被差籠事之「調法專一候、委細」又以ケ条申候間、「御分別肝要候、」猶用口上候、恐々「謹言、」

十月十五日

佐藤又右衛門尉殿
(元巻)

隆景(花押)
元春(花押)

一二 毛利秀就加冠書出 (豎紙) 【82】

加冠

就

正保元年十二月朔日

佐藤彦三郎とのへ

(花押)

三 小早川隆景・吉川元春連署書状 (折紙) 【85】
方角之儀、從「笠城注進付而、」案内者被副「越候、得其心候、」境目之趣追々可「有注進候、謹言、」
(永祿十二年)正月廿五日

元春(花押)
隆景(花押)

(佐藤文書 六)

一 吉川元春・小早川隆景連署書状 (折紙) 【83】

(筑前攝津郡)立花之事種々懇「望之条、城衆扶置、要」書請取候、然者鑑種「事、至宝満差返、通」路切之儀、相談候、然「処人数可加之由」被申候条、從

爰許者「阿曾沼差出候、其外」人数式千相渡候、「就夫隆春之儀、至」

(高橋)

(内藤)

四 小早川隆景・吉川元春連署書状 (折紙) 【86】

御方事、此節者「植木有在郷、」万調肝要候、往「返之者共涯分」之間合注進專「一候、井神笠木在」番候て、普請等何「事も無緩裁」判專要

進之候

佐藤又右衛門尉殿
(元巻)

候、猶「粟市所より」可申候、恐々謹言、

九月五日

駿河
左衛
元春 (花押)
隆景 (花押)

佐又右 進之候

五 吉川元春・小早川隆景連署書状 (折紙) 【87】

其許之趣、注進「到来令披見候、」弥聞合可被申、越事專一候、爰許
普請五分」相調候之条、一兩「日中ニ仕寄可」申付候、城立花城中見「懸多候
之条、落」者不可有程候、」吉事從是可申候、」又其表之儀、切々「可被
申越候、恐々謹言、」

卯月廿日

隆景 (花押)
元春 (花押)

佐藤又右衛門尉殿

六 吉川元春・小早川隆景連署書状 (豎紙) 【88】

尚々從瓊藏主・粟市所「可被申候、」
兩人之質之事、妻子等ニ「於有申分者、其身兩人事、」至長門急度差渡
候、此条「無油断之様、裁判干要候、」恐々謹言、

九月五日

隆景 (花押)
元春 (花押)

與捺封ウハ書

駿河
左衛

井上元繼
井神左
進之候

佐又右

隆景

七 小早川隆景・吉川元春連署書状 (折紙) 【89】

植木人質之」事ニ付而此者進候、」先日如申候、早々長門関江「可被差上
候、」

一、其許當時雜説「共地下人等申散之」由候、以之外不可然候、」能々
可被相堅事」專一候、」

一、爰許之儀、越年「儀迎候、内々為御心」得候、」
一、其許雜説共しつ「まり候ハ、早々可」被罷越候、彼是「隆春内應へも
可申入候、」恐々謹言、」

九月廿八日

駿河
左
元春 (花押)
隆景 (花押)

佐藤又右衛門尉殿

進之候

八 小早川隆景・吉川元春連署書状 (折紙) 【90】

新山一普請「申付之条、阿曾沼」其外差出之間、」当村人夫たけ「被申
付、貴所・井神」召連可被取出候、」委細者口上三「申之条、可被成」
其分別候、恐々謹言、」

三月十六日

駿河
左衛
元春 (花押)
隆景 (花押)

佐藤又右衛門尉殿

九 吉川元春・小早川隆景連署書状 (折紙) 【91】

吳々無緩之」様、可被申付候、」猶瓊藏主可「被申候、」
至山田新城兵「粮差籠候之間、」路次送之事、」庄内給人ニ可被申付候、
不可有「緩候、恐々謹言、」

二月十九日

隆景 (花押)

佐藤又右衛門尉殿

元春（花押）

（永祿十二年）十一月十日

左衛門佐
駿河守
隆景（花押）
元春（花押）

一〇 小早川隆景・吉川元春連署書狀（折紙）【92】

此者共至馬見（筑前縣麻郡）急々差遣之候、「路次下知案」内之儀候之条、「道等之儀、預裁」判候者、可為祝着候、「恐々謹言、」

正月十七日

駿河
左衛門
元春（花押）
隆景（花押）

佐藤又右衛門尉殿

進之候

一一 吉川元春・小早川隆景連署書狀（折紙）【93】

馬見普請之事（筑前縣麻郡）ニ付而此者而「人差遣、以手日記」申候、分別候て諸事「可被申付候、此節之」儀候条、庄内之者「別而馳走候之」様、裁判專一候、「猶兩人可申候之」間、不能二候、恐々、「謹言、」

正月十八日

隆景（花押）
元春（花押）

佐藤又右衛門尉殿

進之候

一二 吉川元春・小早川隆景連署書狀（折紙）【94】

馬見普請之儀「申之処、跡部・野仲（鎮中）」被申渡之、可馳走之由尤祝着候、弥無「油断之様、可被相」催候、自此方之「普請奉行徒」今日可差出之由「承候、日限相定」候て彼方差遣候する、「檢使其元進候て、」可申談之条、明日「佐又被出候事をハ」先以可被相待候、「聽而一人差出之」可申合候、恐々謹言、「」

井上神左衛門尉殿

佐藤又右衛門尉殿

一三 小早川隆景・吉川元春連署書狀（折紙）【95】

猶々神左衛門尉「方之事ハ、御ヶ条」御用之承候之条、「又右衛門尉方一人」馬見ハ可有御越候「」

馬見要害城「誘之儀、此節差急」申付度之条、乍「辛勞当村之」衆、悉召連之、被「出、一廉普請」馳走候者肝要候、「別而可有歎息候、」委細財越可申候、「恐々謹言、」

十一月六日

駿河
左衛門
元春（花押）
隆景（花押）

井上神左衛門尉殿

佐藤又右衛門尉殿

一四 小早川隆景・吉川元春連署書狀（折紙）【96】

就至馬見粟屋（粟谷就信）市允差出之、「某許給人」衆堅固被申「付之、被差出之」由于要候、粟「市差出之」条、弥某元より「被付心候而可」給候、恐々謹言、「」

正月廿日

元春（花押）
隆景（花押）

佐藤又右衛門尉殿

一五 小早川隆景・吉川元春連署書狀（堅紙）【97】

粟市事、用段之儀、其表差「出候、所々へ之使者・飛脚之事、」任粟市

申、御裁判專一候、「恐々謹言、」

卯月廿二日

元春 (花押)

隆景 (花押)

両

元春

〔奥捺封ウハ書 (井上元繼) 井神左 (佐藤元美) 佐又右〕

一六 小早川隆景・吉川元春連署書状 (折紙) 【98】

所用之儀候条、「隆春へ被申理之、」早々可有来儀候、「待申候、恐々謹言、」

三月晦日

元春 (花押)

隆景 (花押)

佐藤又右衛門尉殿

進之候

〔慶長〕

一七 吉川元春書状 (折紙) 【99】

爰元之儀、明日「陣易候、就其内々」申候人足之事、「今日陣所迄被」着候様に、「廿人」余被申付候者、「可」為祝着候、聽而「可差返候、恐々謹言、」

四月十五日

元春 (花押)

佐藤又右衛門尉殿

進之候

一八 吉川元春書状 (豎紙) 【100】

従山鹿荷物取寄度候間、「植木之馬拾疋被申付候者、」可為祝着候、恐々謹言、

〔永禄十二年〕五月九日

元春 (花押)

駿

元春

〔奥捺封ウハ書〕 佐藤又右衛門尉殿まいる

一九 吉川元春書状 (折紙) 【101】

続松式百四十「到来祝着候、何も」一人令留置候、猶「自粟市所可申候、恐々」謹言、

駿河

元春 (花押)

〔永禄十二年〕後五月四日 佐藤元美 佐又右まいる

二〇 穂井田元清書状 (折紙) 【102】

かねの筆の事承候、令同「心進之置候、長久可申承候、」猶期吉事候、恐々謹言、

十月十二日

元清 (花押)

佐藤全法師殿

御宿所

〔裏紙奥切封ウハ書〕

佐藤全法師殿

御宿所

四郎 元清

〔佐藤文書 七〕

一 小早川隆景書状 (豎紙) 【103】

〔モト裏紙奥捺封ウハ書カ〕

左

隆景

元春 御申之

笠木へ之御返事如此之」相調候、御加判候而可被遣候、」(筑前)植木別当之儀者、瓊陣所ニ「可有御留候、」かしく、

正月廿五日

隆景(花押)

五 小早川隆景書状(折紙)【107】
此河本左京亮一事、至宝満差遣候、」路次無案内之」儀候間、被送遣候者、」可為祝着候、頼存候、」恐々謹言、」

左衛

隆景(花押)

二 小早川隆景書状(折紙)【104】
(陸奥)有田加賀守事、」急用候て(筑前)宝満」差出候之条、路次」送之儀、別而」頼存候、無緩可」被仰付候、恐々」謹言、」

左衛門佐

隆景(花押)

三月八日
佐藤又右衛門尉殿

六 小早川隆景書状(堅紙)【108】
(粟谷)粟谷就也(筑前)馬見へ差」籠候間、別而被付心候而可給候、」万事可令申合候、恐々謹言、」

隆景(花押)

左衛

隆景

三 小早川隆景書状(堅紙)【105】
至笠城重而兵糧百俵可被」上事肝要候、當時之儀候間、」油断有間敷候、恐々謹言、」

隆景(花押)

左衛

隆景

七 小早川隆景書状(堅紙)【109】
此書状秋月へ遣度候之間、」植木之者一人被申付之、」明日早々被差遣候者、可為」祝着候、」かしく、」

隆景(花押)

左

隆景

佐藤又右衛門尉殿
進之候

四 小早川隆景書状(折紙)【106】

笠木城戸扉」五両差下候、從」其表急々可被」送遣之候、不可」有御緩候、」恐々謹言、」

左衛

隆景(花押)

二月十一日

佐藤又右衛門尉殿

八 小早川隆景書状(堅紙)【110】
阿州御使僧御賞翫之趣、預」御尋候、御陣中之儀候条、かるくと」被仰付、早速被明御隙候事、」可然存候、猶此方被申候、恐々謹言、」

隆景(花押)

又四

— □^(白羽)通良まいる 御返事 申給へ

隆景

九 小早川隆景書状 (豎紙) 【11】

佐藤又右衛門尉某許不居候哉、然者爰元可被差越候く、かしく、

正月廿九日

隆景(花押)

左

— 瓊主^(安國寺惠瓊) 申給へ

隆景

通	卷	史料名	年代	法量 (cmXcm)	備考	影写本 丁数	四角録 番号
	1	佐藤文書 一			付箋「毛利興元元 就隆元輝元四代判 物(廿三道)」		
1	1	毛利興元感状	(永正4年)1月25日	13.5×21.0		85	佐1
2	1	毛利元就感状	天文9年9月13日	12.9×32.1		86	佐2
3	1	毛利元就感状	天文10年1月14日	13.0×34.0		87	佐3
4	1	毛利元就・隆元連署感状	天文23年6月11日	14.4×22.5		88	佐4
5	1	毛利隆元書状	永祿2年12月6日	26.1×42.0	袖に切封跡	89	佐18
6	1	毛利元就書状	(年月日未詳)	①26.5×36.7 ②26.6×37.7	袖に切封跡	91	佐5
7	1	毛利隆元書状	(永祿5年)1月7日	①26.2×37.0 ②26.2×37.7	袖に切封跡	93	佐6
8	1	毛利隆元書状	(天文20年)8月8日	①26.2×41.4 ②26.2×41.0		96	佐7
9	1	毛利隆元書状	(年未詳)4月15日	27.6×39.0		99	佐8
10	1	毛利元就書状	(元龜2年)4月13日	26.6×40.4	袖に切封跡	101	佐9
11	1	毛利輝元書状	(元龜2年)4月17日	25.4×41.6	袖に切封跡	103	佐10
12	1	毛利元就書状	(元龜2年)4月13日	26.2×41.0	袖に切封跡	105	佐11
13	1	毛利輝元書状	(年未詳)3月17日	25.2×40.4		107	佐12
14	1	毛利元就・輝元連署書状	(永祿11年)9月20日	①29.0×45.6 ②29.0×48.0	2紙の紙質相違	109	佐13
15	1	毛利輝元書状	(永祿11年)9月22日	24.0×40.0	袖に切封跡	112	佐14
16	1	毛利元就・輝元連署書状	(永祿11年)9月24日	27.6×39.4	袖に切封跡	114	佐15
17	1	毛利輝元書状	(年未詳)3月2日	27.6×41.4			佐16
18	1	毛利輝元書状	(永祿11年)7月23日	①29.0×45.8 ②29.0×45.6	袖に切封跡	115	佐17
19	1	毛利隆元書状	(年未詳)9月3日	①27.0×41.2 ②27.0×41.2	袖に切封跡	118	
20	1	毛利隆元書状	(年月日未詳)	26.8×40.2			
21	1	毛利隆元書状	(年月日未詳)	25.4×37.8		121	
22	1	毛利隆元書状	(年月日未詳)	29.4×46.4		123	
23	1	毛利元就書状	(年未詳)9月20日	①25.8×39.8 ②26.0×39.0 ③26.0×21.4	袖に切封跡	125	
		佐藤文書 二			付箋「毛利元就判 物(十一通)」		
24	2	毛利元就書状	(年未詳)8月3日	①26.8×40.2 ②26.8×42.6		27	赤1
25	2	毛利元就書状	(年未詳)10月28日	①24.6×40.4 ②24.6×41.6		30	赤2
26	2	毛利元就書状	(年未詳)7月2日	28.8×45.6		33	赤3
27	2	毛利元就書状	(年未詳)9月10日	26.2×37.2		35	赤4
28	2	毛利元就書状	(年未詳)8月7日	28.6×43.4		36	赤5
29	2	毛利元就書状	(年未詳)10月11日	28.6×32.6		37	赤6
30	2	毛利元就書状	(年未詳)8月3日	①27.0×5.0 ②26.8×36.8		38	赤7
31	2	毛利元就書状	(年未詳)8月14日	26.0×40.8		39	赤8
32	2	毛利元就書状	(年未詳)2月18日	28.6×44.6			
33	2	毛利元就書状	(年未詳)4月18日	27.2×39.2			
34	2	毛利元就加冠状	大永5年3月11日	27.6×39.2		41	赤53
		佐藤文書 三			付箋「毛利元就隆 元判物(十九通)」		
35	3	毛利元就・隆元連署書状	(年未詳)6月10日	①24.8×40.0 ②24.8×41.0		1	赤9
36	3	毛利隆元書状	(年未詳)12月5日	①29.0×43.2 ②28.8×40.6		4	赤10
37	3	毛利隆元書状	(年未詳)12月1日	①27.0×4.5 ②27.2×35.0			赤11
38	3	毛利隆元書状	(年未詳)2月20日	①26.0×37.6 ②26.2×39.8		7	赤12
39	3	某書状	(年月日未詳)	28.2×36.8		9	
40	3	毛利隆元書状	(年未詳)6月28日	①25.8×41.2 ②25.8×30.4 ③25.8×5.7		10	
41	3	毛利隆元書状	(年未詳)10月2日	25.6×36.0		12	
42	3	毛利隆元書状	(年未詳)11月16日	27.8×35.4		13	
43	3	某書状	(年月日未詳)	①24.6×2.3 ②27.4×22.0		14	
44	3	毛利隆元書状	(年月日未詳)	26.6×35.6			
45	3	毛利隆元書状	(年月日未詳)	23.4×38.0		15	赤13
46	3	毛利隆元書状	(年未詳)11月16日	27.6×37.6		16	赤14
47	3	毛利隆元書状	(年未詳)4月5日	26.8×36.6		17	赤15
48	3	毛利隆元書状	(年未詳)5月12日	27.2×42.6		18	
49	3	毛利隆元書状	(年未詳)6月16日	25.0×40.0		20	
50	3	毛利隆元書状	(年未詳)6月22日	24.6×40.4		21	

* 表中「関録番号」の「佐」は巻九十七／佐藤又右衛門所収、「赤」は巻百八／赤川官兵衛所収を示す。

通	卷	史料名	年代	法量 (cmXcm)	備考	影写本 丁数	和蘭附 番号
51	3	毛利隆元書状	(年未詳)10月6日	①26.4×5.5 ②27.4×32.0			23
52	3	毛利隆元知行充行状	天文19年12月30日	28.2×41.6			24 赤16
53	3	毛利隆元知行充行状	天文20年7月13日	26.2×43.6			25 赤17
		佐藤文書 四			付箋「毛利元就願元判物(十七通)」		
54	4	毛利輝元書状	(年未詳)12月20日	①26.0×39.1 ②25.9×39.7			128 赤42
55	4	毛利輝元書状	(年未詳)12月20日	26.0×37.3			131 赤43
56	4	毛利輝元書状	(年未詳)4月15日	29.6×39.1			
57	4	毛利輝元書状	(年未詳)2月1日	28.1×41.8			132 赤44
58	4	毛利元就・輝元連署書状	(年未詳)7月29日	30.0×41.8			134 赤45
59	4	毛利輝元書状	(年未詳)9月3日	27.4×39.0			136 赤46
60	4	毛利輝元書状	(年未詳)10月12日	27.3×38.7			137 赤47
61	4	毛利輝元書状	閏5月9日	26.8×38.4			138
62	4	毛利輝元書状	(年未詳)5月30日	28.8×45.8			139 赤48
63	4	毛利輝元書状	(年未詳)8月17日	25.4×42.2			141 赤49
64	4	毛利元就・輝元連署書状	(年未詳)9月5日	25.6×40.1			
65	4	毛利輝元書状	(年未詳)9月7日	27.9×33.7			
66	4	毛利輝元書状	(年未詳)8月29日	27.6×39.1			143 赤50
67	4	毛利元就・輝元連署知行充行状	永祿10年12月13日	29.0×40.2			144 赤51
68	4	毛利元就・輝元連署知行充行状	永祿10年12月13日	28.9×42.0			145 赤52
69	4	幸鶴書状	(年未詳)12月23日	28.7×41.8			
70	4	毛利輝元書状	(年未詳)1月10日	29.9×37.7			
		佐藤文書 五			付箋「毛利隆元輝元秀就三代判物(十二通)」		
71	5	毛利隆元官途書出	天文21年11月24日	26.5×44.0			佐19
72	5	毛利輝元一字加冠状	元龜1年12月30日	24.8×39.6			佐20
73	5	毛利輝元官途書出	天正12年12月29日	26.9×45.5			佐21
74	5	某一字加冠状	文祿3年12月15日	31.4×43.0			
75	5	毛利宗瑞<輝元>一字加冠状	慶長8年12月12日	32.5×49.4			佐22
76	5	某官途書出	慶長12年2月18日	32.4×50.1			
77	5	毛利宗瑞<輝元>受領書出	元和5年3月3日	32.3×50.2			
78	5	某一字加冠状	元和6年1月11日	32.3×50.0			赤54
79	5	某官途書出	元和7年1月5日	32.3×49.5			
80	5	某官途書出	寛永6年5月5日	32.2×50.2			赤55
81	5	某一字官途書出	寛永16年2月1日	32.3×51.0			
82	5	某一字加冠状	正保1年12月1日	37.4×54.1			赤56
		佐藤文書 六			付箋「吉川元春小早川隆景總井田元清判物(廿通)」		
83	6	吉川元春・小早川隆景連署書状	(年未詳)5月30日	27.6×43.9			42 赤26
84	6	吉川元春・小早川隆景連署書状	(年未詳)10月15日	27.9×46.2			44 赤27
85	6	小早川隆景・吉川元春連署書状	(年未詳)1月25日	27.4×45.5			46 赤28
86	6	小早川隆景・吉川元春連署書状	(年未詳)9月5日	27.7×45.9			48 赤29
87	6	吉川元春・小早川隆景連署書状	(年未詳)4月20日	27.0×39.7			50 赤30
88	6	吉川元春・小早川隆景連署書状	(年未詳)9月5日	27.7×43.0			51 赤31
89	6	小早川隆景・吉川元春連署書状	(年未詳)9月28日	27.8×47.5			53 赤32
90	6	小早川隆景・吉川元春連署書状	(年未詳)3月16日	28.0×41.6			55 赤33
91	6	吉川元春・小早川隆景連署書状	(年未詳)2月19日	27.9×42.0			56 赤34
92	6	小早川隆景・吉川元春連署書状	(年未詳)1月17日	28.0×45.8			58 赤35
93	6	吉川元春・小早川隆景連署書状	(年未詳)1月18日	27.4×39.5			60 赤36
94	6	吉川元春・小早川隆景連署書状	(年未詳)11月10日	27.8×45.6			61 赤37
95	6	小早川隆景・吉川元春連署書状	(年未詳)11月6日	27.4×45.3			63 赤38
96	6	小早川隆景・吉川元春連署書状	(年未詳)1月20日	27.7×45.7			65 赤39
97	6	小早川隆景・吉川元春連署書状	(年未詳)4月22日	27.8×36.6			
98	6	小早川隆景・吉川元春連署書状	(年未詳)3月30日	27.5×44.6			
99	6	吉川元春書状	(年未詳)4月15日	27.8×41.2			67
100	6	吉川元春書状	(年未詳)5月9日	27.7×34.6			69 赤40
101	6	吉川元春書状	閏5月4日	28.0×42.2			
102	6	總井田元清書状	(年未詳)10月12日	①27.5×42.7 ②27.4×43.2			赤41
		佐藤文書 七			付箋「小早川隆景判物(九通)」 懸紙27.4×7.0		
103	7	小早川隆景書状	(年未詳)1月25日	27.4×31.0			70 赤18
104	7	小早川隆景書状	(年未詳)3月8日	27.6×45.8			71 赤19
105	7	小早川隆景書状	(年未詳)1月29日	28.5×41.4			73 赤20
106	7	小早川隆景書状	(年未詳)2月11日	27.9×42.4			75 赤21
107	7	小早川隆景書状	(年未詳)2月20日	27.7×46.0			77 赤22
108	7	小早川隆景書状	(年未詳)1月19日	27.1×39.2			79 赤23
109	7	小早川隆景書状	(年未詳)3月10日	27.7×45.3			80 赤24
110	7	小早川隆景書状	(年未詳)4月15日	27.9×42.5			82 赤25
111	7	小早川隆景書状	(年未詳)1月29日	27.5×38.4			84